

事業活性化サポート補助金交付要綱

(目的)

第1条 会員事業所の製品・商品PRや販路開拓・拡大、業務効率化に向けた取り組みを支援するため、該当する経費の一部を当該年度予算の範囲内で補助金として交付する。

(補助対象者)

第2条 補助対象となるものとは、余市商工会議所の会員で、当該年度の会費を納入している事業所をいい、当補助金を活用していること又は余市商工会議所の会員であることを記載・掲載・周知し、余市商工会議所が行う取材及び会報等への掲載やアンケート等に協力できること。

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付対象となる経費は、次に掲げる経費であるものとする。

① 広告宣伝費

- (1) 新たに取組む事業（サービス、製品、商品等）PRのチラシやカタログの作成費用及び郵送・新聞折込みなどの費用（創業3年未満の事業所については、既存事業でも対象とする）
- (2) 新たに取組む事業（サービス、製品、商品等）PRやイベント告知の新聞、雑誌、ウェブサイトへの広告掲載費用
- (3) ウェブサイトやECサイト、SNSの作成費用
- (4) ショップカード、スタンプカードの作成（名刺は対象外とする）
- (5) 新たな商品パッケージの作成、デザイン費用（既存のものは対象外）
- (6) 求人情報サイトへの求人募集広告掲載費用

② イベント参加費

- (1) イベント出展料（参加料）、備品借損料
※ 町外で実施されるイベントで、イベント主催者が団体（会則、規約の定めにより運営されている）のものに限る。
※ 当会議所の見本市等出展助成金との併用は不可とする。

③ IT・DX導入費

- (1) キャッシュレス決済（電子決済）端末購入費用
- (2) POSレジ（タブレットPOSレジ）端末購入費用（アプリ契約費用は対象外）
（タブレットPOSレジ導入については、レジアプリの契約が必要となります）
※ 通常の事業活動費用、単なる取替更新の費用や設定・設置・処分費用は対象外

(補助率・補助限度額)

第4条 補助金の額については、補助対象経費の4分の1以内とする。但し、外注・発注先が当会議所会員事業所である場合に限り補助対象経費の4分の3以内とする。補助金額に1,000円未満の端数が生じるときは、切り捨てとする。補助限度額については、1事業所につき当該年度5万円を上限とする。

(補助金の利用)

第5条 補助金の利用については、補助限度額に達してなくとも当該年度1回の利用に限る。

(補助金交付の申請)

第6条 補助金を受けようとするものは、補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添付して、事業実施しようとする30日前までに余市商工会議所窓口へ持参しなければならない。

(補助金交付の申請期間及び事業実施期間)

第7条 前条に規定する補助金交付申請書を提出する場合は、次に定める期間に申請しなければならない。但し、申請期間が土・日・祝の場合は除く。また、事業実施期間については、当該年度の12月31日までに事業を完了すること。

(1)第1回 申請期間：5月1日～6月30日

(2)第2回 申請期間：9月1日～10月31日

(補助金交付の決定)

第8条 第6条に規定する補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助事業として採択した場合は、補助金交付決定通知書(様式第2号)に必要な条件を付して、申請者に通知するものとする。

(計画の変更・取消)

第9条 前条に基づき通知を受けたものが、その事業内容について変更しようとするときは、遅延なく変更・取消申請書(様式第3号)を提出し、その承認を受けなければならない。但し、軽微な変更については、その限りではない。

(補助金の変更・取消)

第10条 前条に規定する変更・取消申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認められるときは、第8条に基づき行った交付を変更又は取消し、申請者に通知するものとする。

(実績報告、補助金の請求)

第11条 第8条の採択を受けたものは、補助事業完了報告書(様式第4号)と補助金請求書(様式第5号)に支出を証する書類の写し(請求内訳書、領収書の写し)や実施したことを証する書類(契約書の写し、成果物、写真)を添えて、事業完了後30日以内に提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び交付の時期)

第12条 前条に規定する補助金事業完了報告書の内容を審査し、適当と認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書(様式第6号)を補助金交付対象者に通知するとともに、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第14条 補助金の交付を受けたものが次の各号の一に該当するときは、補助金の全額又は一部を返還させることができる。

(1)虚偽の申請をして補助金の交付を受けたとき

(2)この要綱に違反したとき

(3)その他、会頭が不適當を認めたとき

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、会頭が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。